

○新宿区立幼稚園条例施行規則

平成19年3月2日

教育委員会規則第2号

改正 平成20年10月10日教委規則第45号

平成21年10月1日教委規則第11号

平成22年4月9日教委規則第13号

平成23年3月30日教委規則第21号

平成23年6月1日教委規則第31号

平成24年7月6日教委規則第11号

平成25年9月6日教委規則第10号

平成25年11月5日教委規則第13号

平成26年7月4日教委規則第12号

平成26年9月5日教委規則第13号

平成27年3月27日教委規則第4号

平成27年10月9日教委規則第12号

平成28年3月30日教委規則第5号

平成28年3月30日教委規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、新宿区立幼稚園条例(平成18年新宿区条例第59号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、保護者とは、幼児に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。

(平26教委規則12・一部改正)

(3歳児保育実施園)

第3条 3歳児保育を実施する新宿区立幼稚園(以下「区立幼稚園」という。)は、別表のとおりとする。

(平22教委規則13・平26教委規則12・一部改正)

(学級の編制)

第4条 区立幼稚園の1学級の幼児数は、法令で定める範囲内において、新宿区教育委員会(以下「委員会」という。)が定める。

2 学級は、別に定める学級編制方針に基づき、委員会が編制する。

(入園の時期)

第5条 入園の時期は毎年4月1日とする。ただし、入園を希望する区立幼稚園の年齢児の定員に空きがあるとき又は空きが生じたときは、随時入園とする。

(入園の申請)

第6条 翌年度の初日から区立幼稚園への幼児の入園を希望する保護者は、委員会が定める申請期間内に、新宿区立幼稚園入園申請書(第1号様式)に入園を希望する幼児の支給認定証(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定証をいう。)の写し又は当該幼児及びその保護者の住所を確認する書類を添えて、入園を希望する区立幼稚園の園長を経由し、委員会に入園の申請を行わなければならない。

2 前項の申請が行われた後に入園を希望する区立幼稚園の年齢児の定員に空きがあるとき又は空きが生じたときに、区立幼稚園への幼児の入園を希望する保護者は、前項の申請期間経過後の委員会が定める日以降に、同項の例により入園の申請を行うことができる。

(平27教委規則4・一部改正)

(入園の承認)

第7条 前条第1項の規定により申請を受けた幼児の数が入園を希望する区立幼稚園の年齢児の募集人員を超えない場合は、当該申請を受けた幼児を入園候補者として決定するものとする。

2 前条第1項の規定により申請を受けた幼児の数が入園を希望する区立幼稚園の年齢児の募集人員を超える場合は、次の各号の区分に応じて、当該申請を受けた幼児についてそれぞれ当該各号に定めるところにより順位を付け、順位の上位の者から順に募集人員に達するまで当該申請を受けた幼児を入園候補者として決定するものとする。

(1) 次条第1項の規定により前年度に補欠入園候補者に登録されている者の保護者が、当該補欠入園候補者について同じ区立幼稚園に入園の申請を行っているとき 前年度の補欠入園候補者の登録順位順の順位

(2) 入園の申請を行う時に兄弟姉妹が入園を希望する区立幼稚園の3歳児又は4歳児に在園している保護者が、4歳児又は5歳児の入園の申請を行っているとき 抽選を行い、順位を付け、その順位に前号で付けた最下位の順位を加えた順位順の順位

(3) 前2号に掲げる保護者以外の保護者が入園の申請を行っているとき 抽選を行い、順位を付け、その順位に前号で付けた最下位の順位を加えた順位順の順位

3 抽選の方法は、委員会が別に定める。

- 4 前条第2項の申請を受けた場合において、入園を希望する区立幼稚園の年齢児の定員に欠員があるときは当該申請を受けた幼児を入園候補者として決定するものとする。
- 5 委員会は、第1項、第2項、前項又は次条第8項の規定により入園候補者として決定した幼児について選考を行い、入園を承認するものとする。
- 6 委員会は、前項の承認を行ったときは、前条の申請を行った者に対し、新宿区立幼稚園入園承認書(第2号様式)を交付するものとする。

(補欠登録等)

第8条 第6条第1項の入園の申請を行った保護者の幼児が前条第2項の規定により入園候補者として決定されなかった場合において、当該申請を行った保護者が、抽選を行った日に補欠入園候補者の登録(入園を希望する区立幼稚園の年齢児の定員に空きが生じたときに入園候補者として決定する者をあらかじめ登録することをいう。以下同じ。)を申し出たときは、委員会は当該保護者の幼児を補欠入園候補者として登録するものとする。

- 2 前項の登録は、前条第2項の規定により付けた順位の順序に従い登録するものとする。
- 3 委員会は、第1項の登録を行ったときは、補欠入園候補者の登録を申し出た保護者に対し、新宿区立幼稚園補欠入園候補者登録通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 4 第6条第2項の入園の申請を行った保護者の幼児が前条第4項の規定により入園候補者として決定されなかった場合において、当該申請を行った保護者が、補欠入園候補者の登録を申し出たときは、委員会は申出の順序により当該保護者の幼児を補欠入園候補者として登録するものとする。この場合において、入園を希望する区立幼稚園の年齢児に第1項の規定により登録を行った補欠入園候補者がいるときは、当該補欠入園候補者の後順位とする。
- 5 前項の登録を行った場合においては、第3項の規定を適用する。
- 6 補欠入園候補者の登録の有効期間については、登録の日から入園を希望する日の属する年度の末日までとする。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会は補欠入園候補者の登録を取り消すものとする。
 - (1) 当該幼児が幼稚園又は保育所に入園し、又は入所することが決定したとき。
 - (2) 当該幼児が新宿区の区域外に転出したとき。
 - (3) 当該幼児の保護者から補欠入園候補者の登録の辞退の申出があったとき。
- 8 入園を希望する区立幼稚園の年齢児の定員に欠員が生じたときは、委員会は、第1項及び第4項の規定により補欠入園候補者として登録した幼児を登録順に入園候補者として

決定する。

(平26教委規則12・一部改正)

(入園の不承認)

第9条 委員会は、条例第6条第1項の規定により条例第5条の承認を行わないときは、第6条の申請を行った者に対し、新宿区立幼稚園入園不承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(入園の承認の取消し)

第10条 区立幼稚園に在園している幼児(以下「園児」という。)の退園を希望する保護者は、新宿区立幼稚園退園申出書(第5号様式)により委員会に申し出なければならない。

2 条例第6条第2項第5号に規定するその他当該幼児の在園が不相当であると認められるときは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 病気その他の事由により他の園児に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(2) その他の理由により保育の実施が困難であるとき。

3 委員会は、条例第6条第2項の規定により条例第5条の承認を取り消したときは、同条の承認を受けた保護者に対し、新宿区立幼稚園入園承認取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(平26教委規則12・一部改正)

(届出事項)

第11条 園児の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、直ちに園長に届け出なければならない。

(1) 園児及び保護者が、氏名又は住所を変更したとき。

(2) 保護者に変更があったとき。

(3) 園児が欠席しようとするとき。

(4) 病気その他園児の一身上に事故が生じたとき。

2 進級児として翌年度も引き続き在園する区立幼稚園において保育の実施を希望する保護者は、委員会が指定する日までに、別に定めるところにより、進級する意思があることを届け出なければならない。

(平26教委規則12・平27教委規則4・一部改正)

(特定年長者の要件等)

第11条の2 条例第7条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 幼稚園に入園し、又は在園する幼児の保護者に監護される者又は監護されていた者
- (2) 幼稚園に入園し、又は在園する幼児の保護者の直系卑属である者(前号に掲げる者を除く。)
- (3) その他委員会が別に定める基準を満たす者

2 条例第7条第3項の規則で定める世帯は、次のとおりとする。

- (1) 父母が婚姻を解消した幼児をその幼児の父又は母が監護する世帯その他児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき児童扶養手当の支給を受けている世帯
- (2) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第4項の規定の適用を受ける世帯
(平28教委規則10・追加)

(入園料及び保育料の階層区分の認定)

第12条 条例別表第2に規定する階層の区分の認定は、次に掲げる順により行う。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)
又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯
- (2) 前号に該当しない場合、市町村民税又は特別区民税(以下「区市町村民税」という。)の額

2 前項第2号の区市町村民税の額は、入園する幼児又は各月初日に園児である者の保護者及びそれ以外の扶養義務者(主としてその収入によって当該世帯の生計を支えている者に限る。以下同じ。)全員の当該額を合計した額をいう。

3 前項の規定にかかわらず、委員会が指定する日までに、入園料又は保育料の算定のために必要な事項に関する書類が提出されない場合には、条例別表第2に規定する4階層の区分に該当するものとして認定する。

4 前項の場合において、同項の規定による認定が行われた日の属する年度と同一年度内に同項の書類が提出されたときは、改めて第1項の規定により同項の認定を行う。この場合において、当該認定及び当該認定に基づく入園料の決定は入園時に遡って効力を有するものとし、当該認定及び認定に基づく保育料の決定は前項の規定による認定が行われた最初の月から効力を有するものとする。

(平27教委規則4・全改)

(子どもの要件の確認書類)

第13条 保育料について、条例第7条第2項の規定の適用を受ける子どもの保護者は、同項に定める要件に該当することを確認するために必要があると認める書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が同項に定める要件に該当することを確認できる場合は、この限りでない。

(平27教委規則4・追加)

(区市町村民税の額の計算の特例)

第13条の2 条例別表第2備考2ただし書の規定により適用しない規定は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第20条に規定する規定とする。

(平28教委規則10・追加)

(保育料の決定通知等)

第14条 保育料の額を決定し、又は変更したときは、当該子どもの保護者に対し、新宿区立幼稚園保育料決定・変更通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(平27教委規則4・追加)

(入園料等の納期限)

第15条 入園料及び保育料の納期限は、次に定める日とする。

- (1) 入園料 入園した日の属する月の末日
- (2) 保育料 当該各月の末日

(平22教委規則13・旧第18条繰上・一部改正、平27教委規則4・旧第13条繰下・一部改正)

(入園料等の減免)

第16条 条例第9条の規定により入園料及び保育料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 園児が、日をあけずして他の区立幼稚園に転園したとき 入園料免除
- (2) 新宿区立子ども園の4歳児又は5歳児(新宿区立西新宿子ども園にあっては、3歳児、4歳児又は5歳児)に在籍していた幼児が退園し、日をあけずして区立幼稚園に入園したとき 入園料免除
- (3) 児童扶養手当法第6条第1項の認定を受けている母(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第1条の2第4号及び第5号に該当する児童を監護する者に限り、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦(以下「寡婦」という。)に該当する者を除く。)又は父(同令第1条の3第4号及び第5号に該当する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限り、同法第292条第1項第12号に規定する寡夫(以下

「寡夫」という。)に該当する者を除く。)をそれぞれ寡婦又は寡夫とみなして算定した
当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税となるとき 当該年度の入園料
及び保育料全額免除

(4) 保護者の失業等により家計が急変した場合など、保育料等の支払が困難であると委員
会が認めたとき 第3項の申請を受けた日が属する月の翌月(申請を受けた日が月の
初日のときは当該月)以降の入園料及び保育料全額免除又は一部減額

2 前項第3号に規定する区市町村民税の額は、園児の保護者及びそれ以外の扶養義務者全
員の当該額を合計した額をいう。

3 第1項の規定による入園料及び保育料の減額又は免除を受けようとする者は、新宿区立
幼稚園保育料等減額・免除申請書(第8号様式)を当該幼稚園の園長を経由し、委員会に提
出し、その承認を受けなければならない。

4 委員会は、入園料及び保育料の減額又は免除の承認又は不承認の決定を行ったときは、
当該入園料及び保育料の減額又は免除の申請を行ったものに対し、新宿区立幼稚園入園
料・保育料減額・免除承認(不承認)通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(平20教委規則45・一部改正、平22教委規則13・旧第20条繰上・一部改正、平23
教委規則21・平25教委規則10・平26教委規則12・平26教委規則13・一部改正、平
27教委規則4・旧第14条繰下・一部改正、平28教委規則10・一部改正)

(入園料等の還付)

第17条 条例第10条ただし書の規定により入園料及び保育料を還付する場合及び還付の額
は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害その他緊急事態の発生により長期間休業することになったとき 委員会が認め
た額

(2) 退園した場合に、退園の日の属する月の翌月以後の月分の保育料を既に納付してい
るとき 退園の日の属する月の翌月以後の月分の保育料

(3) 保育料等の減額又は免除を受けた場合 既納の保育料等のうち減額又は免除を受け
た保育料等

(4) 前号のほか委員会が必要と認めたとき 委員会が認めた額

(平22教委規則13・旧第21条繰上・一部改正、平27教委規則4・旧第15条繰下)

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平22教委規則13・旧第22条繰上、平27教委規則4・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(平23教委規則31・旧附則・一部改正)

(東日本大震災に係る入園料及び保育料の減免の特例)

- 2 東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)及びこれに準ずる区域(政令で定める「特定被災区域」)において被災した場合における第16条第1項第4号の規定の適用については、同号中「月の翌月(申請を受けた日が月の初日のときは当該月)以降」とあるのは、「年度」とする。

(平23教委規則31・追加、平25教委規則10・平26教委規則12・平27教委規則4・一部改正)

附 則(平成20年10月10日教委規則第45号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第20条第1項第3号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入園する幼児の入園料、平成20年11月1日以後に行われる保育の実施に係る保育料及び施行日以後に行われる預かり保育の実施に係る保育料について適用し、施行日前に入園した幼児の入園料、同月1日前に行われた保育の実施に係る保育料及び施行日前に行われた預かり保育の実施に係る保育料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第15号様式の規定により作成した用紙で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成21年10月1日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年4月9日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日教委規則第21号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月1日教委規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月6日教委規則第11号)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この規則による改正前の新宿区立幼稚園条例施行規則の規定により作成された様式の

用紙で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成25年9月6日教委規則第10号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に区立幼稚園に在園している園児の保護者に係るこの規則による改正後の第14条第1項第5号の規定の適用については、この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間に限り、同号中「当該年度の入園料及び」とあるのは、「平成25年10月から平成26年3月までの月分の」とする。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第7号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成25年11月5日教委規則第13号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月4日教委規則第12号)
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区立幼稚園条例施行規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年9月5日教委規則第13号)
この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日教委規則第4号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月9日教委規則第12号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日教委規則第5号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の新宿区文化財保護条例施行規則、新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則、新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則、教育委員会が行う情報公開事務に関する規則、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、新宿区立女神湖高原学園条例

施行規則、教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則、新宿区立幼稚園条例施行規則及び新宿区における指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務の特例を定める条例施行規則の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成28年3月30日教委規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平22教委規則13・旧別表第1・一部改正、平24教委規則11・平25教委規則13・平27教委規則12・一部改正)

新宿区立津久戸幼稚園、新宿区立市谷幼稚園、新宿区立早稲田幼稚園、新宿区立鶴巻幼稚園、新宿区立牛込仲之幼稚園、新宿区立余丁町幼稚園、新宿区立四谷第六幼稚園、新宿区立花園幼稚園、新宿区立大久保幼稚園、新宿区立戸塚第二幼稚園、新宿区立落合第三幼稚園、新宿区立落合第四幼稚園、新宿区立淀橋第四幼稚園、新宿区立西戸山幼稚園
--